

富山市犬の譲渡実施要領

（目的）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）第35条第4項の規定に基づき、所有者がいないと推測される犬、所有者から引取りを求められた犬又は所有者の発見ができない犬についてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すことを目的とする。

（譲渡対象犬）

第2条 譲渡対象とする犬（以下「譲渡対象犬」という。）は、保健所において収容している犬で、次に掲げる要件に適合するものとする。この場合の判定基準は、別表のとおりとする。ただし、保健所長が特別の理由により譲渡に支障がないと認めるときはこの限りではない。

- （1）健康であること。
- （2）無駄吠えをしないこと。
- （3）性格が温和であること。

2 前項の規定による譲渡対象犬の抑留期間は、10日間以内とする。

（個人譲渡の要件）

第3条 個人で譲渡を受ける者（以下「個人譲渡」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。ただし、保健所長が特別の理由により譲渡に支障がないと認めるときはこの限りでない。

- （1）富山市及び近隣の市町村に住所地があり、かつ、住所地で犬を飼養できること。
- （2）飼養に適した環境であること。
- （3）65歳未満の成人であること。
- （4）すべての同居者が犬の飼養について同意していること。
- （5）誓約書の内容を遵守できること。
- （6）現在、犬を飼養していないこと。ただし、飼養している犬が避妊・去勢手術の措置を実施している場合は除く。
- （7）過去に狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に違反したことがないこと。
- （8）譲渡を受けた者（同居者を含む）が、犬を終生飼養することができること。

（個人譲渡申請）

第4条 犬の譲渡を希望する者（以下「譲渡希望者」という。）は、予め譲渡申請書（様式第1号）及び事前申込チェック表（様式第2号）を保健所長に提出するものとする。なお、この申請書は、申請した日から1年間有効とする。

（個人譲渡の可否決定）

第5条 保健所長は、前条の申請を受理したときは、面接及び書類審査等の必要な調査を行い、適格可否を決定し、譲渡希望者に通知するものとする。

2 保健所長は、前項の規定により適格であると判断した譲渡希望者には、譲渡対象犬を譲渡できるものとする。

（個人譲渡トライアル）

第6条 譲渡希望者は、譲渡対象犬と既に飼われている犬（先住犬）との相性確認（トライアル）が必要な場合、トライアル飼養申請（様式第3号）を保健所に提出するものとする。

トライアル期間としては、1週間程度とする。

（個人譲渡誓約書）

第7条 犬の譲渡を受ける者は、誓約書（様式第4号）を保健所長に提出するものとする。

（個人譲渡後の調査及び支援）

第8条 保健所長は、譲渡を受けた者に対して適正飼養の徹底を図るとともに、譲渡後の飼養管理状況について報告を受け、必要に応じて状況調査と支援等を行うものとする。

2 前項による調査は、譲渡後、3ヶ月以上が経過してから行うものとする。

（個人譲渡後の返還等の措置）

第9条 保健所長は、譲渡を受けた者が偽りその他の不正な手段によって当該犬の譲渡を受けたことが判明した場合には、その者に対し、必要に応じて当該犬の返還その他の必要な措置を行うものとする。

（譲渡団体登録申請）

第10条 保健所の譲渡対象犬を譲り受け、譲渡活動を行う団体等（以下「譲渡団体」という。）は、予め譲渡団体登録申請書（様式第5号）及び譲渡団体適正チェック表（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）を保健所長に提出するものとする。

(譲渡団体の可否決定)

第11条 保健所長は、前条の申請を受理したときは、面接及び書類審査等の必要な調査を行い、適格可否を決定し、譲渡団体に通知するものとする。

2 保健所長は、前項の規定により適格であると判断した譲渡団体（以下「登録団体」という。）には、譲渡対象犬を譲渡できるものとする。

(登録事項の変更)

第12条 登録団体は、申請事項に変更があった場合は、登録事項変更届（様式第8号）により届け出するものとする。

(登録団体への譲渡)

第13条 登録団体は、譲渡対象犬を譲り受ける場合は、譲渡申込書（様式第9号）を保健所長に提出するものとする。

(譲渡報告書の提出)

第14条 登録団体は、保健所から譲渡を受けた犬を、別の譲渡希望者に譲渡したときは、譲渡報告書（様式第10号）を提出するものとする。

(登録団体の調査及び支援)

第15条 保健所長は、登録団体に対して、適正飼養の徹底を図るとともに、譲渡後の飼養管理状況について報告を受け、必要に応じて状況調査と支援等を行うものとする。

(登録の廃止)

第16条 登録団体は、登録を廃止する場合は、登録廃止届（様式第11号）を届け出するものとする。

(遵守事項)

第17条 譲渡を受けた者及び登録団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 動愛法第7条第1項から第6項及び第37条第1項に定める事項
- (2) 動愛法第7条第7項に基づく「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」（平成14年5月28日環境省告示第37号）に定める事項
- (3) 狂犬病予防法第4条第1項及び第3項並びに第5条第1項及び第3項に定める事項
- (4) 犬の危害防止条例（昭和42年富山県条例第28号）第3条及、第4条、第7条及び第8条に定める事項

(5) 富山県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 55 年富山県条例第 1 号）第 4 条に定める事項

(その他)

第 18 条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 9 日から施行する。

(個人)

様式第1号

譲渡申請書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者

氏 名

電 話

年 月 日生

犬の譲渡を希望するため、富山市犬の譲渡実施要領の規定により、次のとおり申請します。

1. 過去に犬を飼養した経験がある				はい ・ いいえ	
2. 上記で「はい」の場合、その飼養の時期・犬種					
飼養期間	犬の種類	生年月日	毛色	性別	犬の名前
年 月頃まで 年間					
3. 同居しているすべての家族が今回の犬の譲渡に同意している。				はい ・ いいえ	
4. 希望する犬の種類等					
種類等		性別	大きさ	毛の長さ	その他
() 特になし	成犬・子犬		大・中・小	長 ・ 短	

(添付書類) 事前申込チェック表

個人情報確認欄	済
過去の飼養状況確認欄	適・不適

様式第2号

事前申込チェック表

1	富山市及び近隣の市町村に住所地があり、かつ、住所地で犬を飼養できますか。	はい・いいえ
2	65歳未満の成人ですか。	はい・いいえ
3	同居されている家族は全員同意していますか。	はい・いいえ
4	主に世話をする人はだれですか。	本人・()
5	世話に対して、家族のバックアップ体制はありますか。	はい・いいえ
6	犬に適切な運動をさせることは可能ですか。	はい・いいえ
7	飼養に際して、エサ代、疾病予防費、治療費等出費がかかることを理解していますか。	はい・いいえ
8	フィラリア症、ジステンパー等の疾病予防に努めるとともに、動物が疾病に罹患した場合、適切な処置は可能ですか。	はい・いいえ
9	疾病や問題行動の発現する可能性があることを了承して、犬を譲り受けますか。	はい・いいえ
10	犬の登録及び狂犬病予防注射を必ず実施しますか。	はい・いいえ
11	鑑札及び注射済票の装着をしますか。	はい・いいえ
12	避妊・去勢手術がされていない場合は、手術しますか。	はい・いいえ
13	犬を終生飼養しますか。	はい・いいえ
14	やむを得ず飼えなくなった場合、責任を持って新たな飼主を探しますか。	はい・いいえ
15	住居に動物の飼養制限はありますか。	はい・いいえ
17	現在、犬を飼養していますか。 「はい」の場合はその数飼養している場合は、避妊、去勢手術を実施していますか。	はい・いいえ () 頭 はい・いいえ
18	同居の家族の中で、犬のアレルギーがある方はいますか。	はい・いいえ

(個人)

様式第3号

トライアル飼養申請書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所
申請者
氏 名
電 話

犬をトライアル飼養したいので申請します。

記

予定期間 月 日～ 月 日まで

※飼養することが決まった場合は、様式第4号の誓約書を提出してください。

(個人)

様式第4号

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所
申請者
氏 名

犬の譲渡について、次のとおり誓約します。

記

1. 犬の本能・習性・生理を理解して、犬に多大なストレスをかけないよう愛情を持って終生飼養します。
2. 狂犬病の登録及び狂犬病予防注射を受け、鑑札及び注射済票を装着します。
3. 避妊・去勢手術を実施します。
4. 放し飼いや糞尿の放置等、他人に迷惑をかける行為をしません。
5. 生涯にわたり、飼養に必要な費用を負担します。
6. 疾病にかかったり負傷したりした場合は適切な治療を受けさせます。
7. 必要に応じて、屋内飼養を行います。
8. 譲渡を受けた後に発現した疾病や問題行動等について、市に対し一切の責任を問いません。
9. 譲渡後の支援調査に協力します。
10. 上記の外、「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「富山県犬の危害防止条例」「富山県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた飼い主の責務等を遵守します。

譲渡団体登録申請書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者 団体名

代表者名

電 話

保健所における譲渡事業の譲渡団体となるため、富山市犬の譲渡実施要領の規定により、次のとおり申請します。

団体	名称	
	所在地	
代表者	名前	
	所在地	電話
飼養施設 1	責任者名	
	所在地	
	施設	☐ 戸建て（持ち家・借家） ☐ 集合住宅（持ち家・借家）
飼養施設 2	責任者名	
	所在地	
	施設	☐ 戸建て（持ち家・借家） ☐ 集合住宅（持ち家・借家）

※施設が 3 以上ある場合は別紙記載のこと

(添付書類)

譲渡団体適正チェック表（様式第 6 号）

誓約書（様式第 7 号）

個人情報確認欄	済
過去の飼養状況確認欄	適・不適

(団体)

様式第 6 号

譲渡団体適正チェック表

住 所

申請者 団体名

代表者名

1	保健所の譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを非営利的な活動として行う事ができますか。	はい・いいえ
2	動物愛護を目的とした規約を持って活動を行っていますか。(規約については写しを提出すること。)	はい・いいえ
3	譲渡団体の活動拠点(本部及び支部等の飼養施設所在地)は、富山市及び近隣の市町村にありますか。	はい・いいえ
4	譲渡対象犬を一時的に飼養する場合は、適正に飼養することができますか。	はい・いいえ
5	誓約書の内容を理解し遵守できますか。	はい・いいえ

(団体)

様式第7号

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者 団体名

代表者名

保健所における譲渡事業の譲渡団体となるため、次のとおり誓約します。

記

1. 「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「富山県犬の危害防止条例」「富山県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた責務等を遵守します。
2. 譲渡を受けた犬を使用して、営利を目的とした活動を行いません。
3. 犬の飼養にあたっては、周辺の生活環境に配慮して近隣からの苦情がないようにします。
4. 疾病にかかったり負傷した場合は適切な治療を受けさせます。
5. 飼養に必要な費用は負担します。
6. 動物の飼養状況を確認するため保健所が行う調査等に協力します。
7. 新しい飼い主に係る情報等を保健所に情報提供します。

登録事項変更届

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者 団体名

代表者名

電 話

登録事項について変更がありましたので、富山市犬の譲渡実施要領の規定により、次の通り届出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更した 登録事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

譲渡申請書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者 団体名

代表者名

電 話

犬の譲渡を希望するため、富山市犬の譲渡実施要領の規定により、次の通り申請します。

保護日	年 月 日				
犬の種類等	種類	毛色	性別	その他特徴	
飼養施設	責任者名				
	所在地				

(団体)

様式第10号

譲渡報告書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者 団体名

代表者名

電 話

保健所から譲渡を受けた犬を、別の譲渡希望者へ譲渡したので、富山市犬の譲渡実施要領の規定により、次のとおり提出します。

団体	名称				
	所在地				
飼養施設	責任者名				
	所在地				
保健所から譲渡を受けた日	年 月 日				
犬種類等	種類	毛色	性別	その他特徴	
新しい飼い主	氏名				
	住所				
	電話				

(団体)

様式第 1 1 号

登録廃止届

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所

申請者 団体名

代表者名

電 話

登録団体の登録を廃止するため、富山市犬の譲渡実施要領の規定により、次のとおり届け出ます。

団体	名称	
	所在地	
代表者	名前	
	所在地	電話
廃止年月日	年 月 日	

別表（第2条関係）

譲渡対象犬の判定基準

- （1）健康状態の判定は以下のとおりとする。
 - ・皮膚炎・脱毛がないこと。
 - ・耳に外部寄生虫を疑う汚れがないこと。
 - ・消化器の異常（下痢等）がないこと。
 - ・伝染性疾患を疑う症状（目やに・鼻汁等）を認めないこと。
 - ・全身状態の異常（削瘦・肥満等）を認めないこと。
 - ・上記以外の健康不良を疑う症状を認めないこと。
- （2）無駄吠えの判定は以下のとおりとする。
 - ・犬に10秒間姿を見せた後、姿を隠しても、1分間吠えないこと。
 - ・上記以外の状況で著しく吠えないこと。
- （3）性格の判定は以下のとおりとする。
 - ・歯を見ることができること。
 - ・犬を抱き上げることができること。
 - ・他の犬と接触できる状態にした場合に、攻撃する等、問題行動が発現しないこと。ただし、他の犬がいない場合は、本項目の判定は実施しないものとする。
 - ・上記以外の著しい問題行動を起こさないこと。